

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第八条中「第一条第二項の表第六号」を「第一条第二項の表第九号」に改める。

第十条中「第六号及び第七号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十一条中「第二条第二項の表第四号」を「第二条第二項の表第五号」に改める。

第十三条中「第四号」を「第五号」に改める。

第十八条中「第一条第二項の表第六号」を「第一条第二項の表第九号」に改める。

(産業技術力強化法施行令等の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「第一条第二項の表第六号」を「第一条第二項の表第九号」に改める。

一 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)第五条及び第十条

二 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令(平成十八年政令第二百二十二号)

第四条第二項

三 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法施行令(平成二十四年政令第二百七十二号)第三条第二項

四 産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)第十八条第二項

財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 林 幹雄
内閣総理大臣 安倍 晋三

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十九号 労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)別表第一第二号(同法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

労働者災害補償保険法施行令(昭和五十二年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月以前の月分の労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金及び傷病年金について、同法別表第一(同法第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の下欄の額に乘ずべき率については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○財務省令第一号

国家公務員宿舍法施行令(昭和三十三年政令第三百四十一号)第十三条第二項及び第十四条第二項の規定に基づき、国家公務員宿舍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十二日 財務大臣 麻生 太郎

国家公務員宿舍法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舍法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三の表を次のように改める。

| 施設の差異 | 有料 宿舍の所在地の区分 | | | |
|-----------|--------------|--------|--------|--------|
| | 一級地 | 二級地 | 三級地 | 四級地 |
| 屋内に設置するもの | 百三十七円加算 | 七十四円加算 | 六十二円加算 | 五十五円加算 |
| 屋外に設置するもの | 百三十八円控除 | 七十四円控除 | 六十三円控除 | 五十六円控除 |
| | | | | 五十円加算 |
| | | | | 五十一円控除 |

第二十条の四 各省各庁の長は、前条に規定するもののほか、特別の事情がある場合においては、令第十四条第二項の規定により、自動車の保管場所に係る有料宿舍の使用料の額に調整を加えることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定を適用しようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した協議書に必要な図面その他の関係書類を添付して、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 当該自動車の保管場所の所在地、構造及び総面積

二 前項の規定を適用する理由及び方法

三 その他参考となるべき事項

別表を次のように改める。

別表(第十四条関係)

| 構造 | 宿舎料 | 有料 | 分 | 金 | | 額 | |
|-----|-----|----|---|------|--------|-------------|------|
| | | | | 年数 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 一級地 | 宿舎料 | 有料 | 分 | 五年 | 三十七円 | 五十五平方メートル未満 | 七十八円 |
| | | | | 十年 | 五十九円 | 五十五平方メートル以上 | 七十八円 |
| | | | | 十五年 | 百五十五円 | 七十平方メートル未満 | 七十八円 |
| | | | | 二十年 | 二百五十三円 | 七十平方メートル以上 | 七十八円 |
| | | | | 二十五年 | 三百五十三円 | 八十平方メートル未満 | 七十八円 |
| | | | | 三十年 | 四百五十三円 | 八十平方メートル以上 | 七十八円 |